

第1節 台風等風水害予防計画

主担当	総務班、土木班、農林畜水産班、 農林土木班	連 携	
-----	--------------------------	-----	--

この計画は、毎年常襲する台風等の風水害によって発生する災害の予防及び、被害の拡大を抑止することを目的に定めるものとする。

1．構築物その他風水害予防措置

看板や広告物等の構築物を定期及び台風等の災害や予測される場合などに調査を行い、危険と判断されるものについては、ただちに所有者又は管理者に通報し、改修若しくは撤去するように指示し、履行させる。

2．農作物の風水害予防対策

農作物の風水害予防対策については、次に掲げる事項を重点として農家を指導する。

- (1) そ菜の防風網の整備
- (2) 病虫害の防除
- (3) かん排水施設の整備

3．河川統制又は河川改修に関する治水事業

所轄・管理、その他町内における河川及び海岸等の公有水面の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合については適時巡視するものとする。また、危険箇所の改修については、緊急かつ計画的に実施する。

4．地すべり、がけ崩れ災害等防止対策

地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所について調査把握するとともに、大雨注意報・警報の発表時又は台風時には巡回・監視を行う。

安全施設については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施していくものとする。

5．道路橋りょう災害防止対策

道路管理者は、所管・所轄する道路・橋りょうを常時補修する。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

第2節 山地災害予防計画

主担当	土木班、農林土木班	連携	沖縄森林管理署、県等
-----	-----------	----	------------

この計画は、毎年襲来する台風及び集中豪雨等によって発生する山地災害を予防するために定めるものとする。

1. 治山事業

毎年襲来する台風及び、集中豪雨等による山地崩壊を防止するため、保安林の浸食防止及び強化、森林の水源涵養機能の強化、山地災害危険地対策、生活環境保全林の整備計画等を、緊急的かつ計画的に実施できるよう促進する。

山腹崩壊危険地区

危険地区番号	保安林指定	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置字	直接保全対象施設		
					人家戸数	公共施設	道路
10	無	0.8	無	伊豆味	3		県道
20	無	1.4	無	伊豆味			町道
30	無	0.9	無	伊豆味		1	町道
40	無	1.8	無	具志堅	10		町道
50	無	0.9	無	謝花	15		町道
60	無	4.1	無	渡久地	222	3	県道

資料：沖縄県地域防災計画資料編

崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	保安林指定	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置字	直接保全対象施設		
					人家戸数	公共施設	道路
10	無	2.16	無	伊野波	5		県道
20	無	3.3	無	伊野波	5		県道
30	無	2	既成	伊野波	10		県道
40	無	1.62	無	伊野波	5		県道
50	有	2.1	一部既成	伊野波	5		県道
60	有	1.62	既成	伊野波	45	1	県道
70	無	2.9	無	伊野波	45	1	県道
80	無	2.9	無	伊豆味	6		町道
90	無	3.9	無	伊豆味	5		町道
100	無	1.2	無	伊豆味	4		町道
110	無	5.46	無	伊豆味	5		県道
120	無	5.4	無	並里	30	1	県道
130	無	5.46	無	並里	20		県道
140	無	7.2	無	辺名地	15		町道
150	無	3.3	無	崎本部	10		県道
160	無	3.9	無	崎本部	25		県道
170	無	4.68	無	崎本部	40		県道

資料：沖縄県地域防災計画資料編

2. 地すべり防止対策

地すべりのあった箇所又は、地すべりの発生が予想される地区については、大雨注意報の発表時又は台風時に巡回し、状況の把握に努める。また、滑動状況及びその原因を調査究明し、適切な地すべり対策工事を実施する。

3. 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地における危険箇所を把握するため、警戒体制を整備する必要がある。また、危険度の高い箇所があった場合には、県による急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

急傾斜地崩壊危険箇所()<自然斜面>

(平成16年4月1日現在)

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置		流域概要			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		
北部土木事務所	本部町	311	並里(8)	並里	千葉石原	36	75	17.2	7			道路(100m), 河川(100m), 橋(3)	無
		312	伊野波(7)	伊野波	佐伊土間原	39	155	99.5	7			町道(105m), 道路(60m), 河川(65m)	無
		313	伊野波(3)	"	前原	38	360	47.3	28	公民館・神社	2	町道(265m), 道路(330m), 河川(5m)	無
		314	伊野波(5)	"	佐伊土間原	30	170	63.5	5			県道(30m), 道路(250m)	無
		315	東泉河原(1)	山里	東泉河原	30	145	36.6	6			町道(55m), 道路(50m)	無
		316	東(2)	東	理地原	44	140	11.7	11			町道(105m), 道路(75m), 河川(15m)	無
		317	東(3)	"	"	43	140	28.2	13			町道(135m), 道路(95m), 河川(50m), 橋(1)	無
		318	野原	野原	野原原	30	90	20.2	6			道路(35m)	無
		319	渡久地(4)	渡久地	川底原	40	255	52.5	4	中学校・幼稚園・保育所・病院	3	道路(165m), 河川(250m), 護岸(60m)	無
		320	大浜(2)	大浜	大小堀川	42	35	15.2	5				無
		431	檉名原(3)	伊豆味	檉名原	40	110	31.8	5				無
		432	陣城(1)	"	陣名原	51	155	31.6	6			県道(65m), 町道(140m), 道路(50m)	無

資料：沖縄県水防計画書(平成16年度)

第2章 災害予防計画

急傾斜地崩壊危険箇所()<自然斜面>

(平成16年4月1日現在)

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置		流域概要			保全対策		急傾斜地崩壊危険区域の指定
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設	
北部土木事務所	本部町	611	櫻名原(1)	伊豆味	櫻名原	45	38	20.8	1	道路(35m)	無
		612	櫻名原(2)	"	"	50	39	38.1	1	町道(80m), 道路(25m)	無
		613	陣城(2)	"	仲之川原	80	61	17.5	2	道路(135m)	無
		614	親名(5)	"	親名原	35	35	14.0	1	町道(30m)	無
		615	伊豆味古島	"	古島原	20	44	8.9	1	道路(5m)	無
		616	親名(4)	"	亀石原	25	33	22.4	1		無
		617	親名(3)	"	親名原	45	40	27.0	1		無
		618	親名(1)	"	"	110	34	27.6	3	道路(45m), 河川(35m)	無
		619	渡久地(4)	"	上土茶原	35	42	24.0	1	道路(35m)	無
		620	伊豆味(1)	"	下大根作原	50	38	15.3	1	道路(10m)	無
		621	伊豆味(2)	"	"	30	34	12.3	1	道路(70m)	無
		622	伊豆味(3)	"	"	110	30	21.3	2	道路(45m)	無
		623	伊豆味(4)	"	"	20	32	23.3	1		無
		624	伊豆味(5)	"	"	45	34	14.8	1	道路(25m)	無
		625	伊豆味(6)	"	寺原	30	37	14.1	1	道路(20m)	無
		626	古嘉津宇	"	古嘉津宇原	30	38	12.9	1		無
		627	並里(4)	並里	西屋名座原	25	33	21.1	1		無
		628	並里(3)	"	福地原	150	68	21.6	3	県道(40m), 道路(185m), 河川(25m), 橋(1)	無
		629	並里(5)	"	笹原	20	37	16.4	1	道路(25m), 河川(25m)	無
		630	並里(1)	"	前川原	30	31	30.5	1		無
		631	並里(7)	"	笹原	55	45	36.8	1	道路(25m), 河川(25m)	無
		632	並里(6)	"	"	45	45	19.9	3	道路(45m), 河川(50m), 橋(1)	無
		633	並里(9)	"	千葉石原	100	46	29.0	3	県道(80m), 道路(125m)	無
		634	並里(10)	"	万城原	25	40	13.5	1	町道(25m)	無
		635	並里(11)	"	"	35	32	42.2	1	道路(20m)	無
		636	並里(12)	"	"	20	51	15.0	1	道路(15m)	無
		637	並里(13)	"	"	25	44	21.6	1	道路(10m), 河川(15m)	無
		638	並里(2)	"	前川原	40	32	14.6	2	道路(385m), 河川(5m)	無
		639	伊野波(2)	伊野波	尻川原	125	30	23.8	1	道路(40m)	無
		640	伊野波(4)	"	狭間原	150	32	10.9	2	町道(90m), 道路(60m)	無
		641	大嘉陽(3)	大嘉陽	大嘉陽原	25	60	8.9	1		無
		642	大嘉陽(1)	"	伊是名原	70	33	22.2	1	道路(50m)	無

第 2 章 災害予防計画

	643	大嘉陽(2)	"	"	45	32	14.5	1	道路(50m)	無
	644	伊野波(6)	伊野波	佐伊土 間原	35	39	31.5	1	道路(85m)	無
	645	東泉河原(2)	山里	東泉河原	90	42	14.0	2	県道(30m)	無
	646	辺名地(1)	辺名地	西喜納原	45	41	13.7	2	道路(55m)	無
	647	辺名地(2)	"	相生原	25	55	6.9	1	道路(250m)	無
	648	辺名地(3)	"	"	30	30	16.1	1	道路(35m)	無
	649	辺名地(4)	"	"	50	33	28.4	2	道路(105m)	無
	650	辺名地(5)	"	"	35	35	30.0	1	道路(45m)	無
	651	辺名地(6)	"	音信原	30	30	31.1	1	道路(10m)	無

資料：沖縄県水防計画書(平成16年度)

急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

(平成16年4月1日現在)

所轄	番号	位置	面積 (a)	地形			被害対策		指定年月日	指定告示番号
		字名		傾斜 角度	長さ (m)	高さ (m)	人家 (戸)			
北部土木事務所	3	大浜	93.00	50° ~ 90°	220	8 ~ 17	28		平成10.2.10	第109号
	4	東	600.00	30 ~ 85	370	5 ~ 30	50	官公署	10.2.10	第110号
									12.3.3	第136号
	5	谷茶	147.30	35 ~ 65	194	3 ~ 30	17		13.2.13	第 94号
6	伊豆味	14.60	34	16.7	14	6		平成15.6.17	第490号	

資料：沖縄県水防計画書(平成16年度)

第3節 河川・港湾等災害予防計画

主担当	土木班、農林土木班	連携	県北部土木事務所 等
-----	-----------	----	------------

この計画は、河川及び港湾等で発生することが予想される災害を防止するために定めるものとする。

1. 砂防対策

土石流発生の危険度が高い溪流に砂防施設の整備を推進することにより、土石流を抑止し、下流への土砂流出の未然防止に努めるものとする。

また、土石流危険溪流、土石流危険区域や警戒避難基準等の土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民への周知を図るものとする。

土石流危険箇所は以下の通りである。

土石流危険溪流()

(平成16年4月1日現在)

所轄 土木 事務所等 名	水防 管理 団体名	番号	水系名	河川 名	溪流名	位置	流域概要			保全対策	
						(字)	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 渓床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	公共施設等
北 部 土 木 事 務 所	本 部 町	92				東大堂	0.28	0.04	10	5	県道115号線:0.12 km
		93	崎本部川		崎本部川	崎本部原	0.53	0.16	7	33	
		94	満名川			東	0.30	0.07	12	5	
		95	"		チベシ川	千葉石	1.90	1.08	6	17	主要地方道名護・ 本部線:0.12km
		96	"			福地	0.15	0.02	19	7	主要地方道名護・ 本部線:0.07km
		97	大井川	村川		下大根作	0.68	0.25	7	5	
		98	"			前田	1.25	0.35	7	7	伊豆味構造改善 センター,伊豆味 幼稚園
		99	満名川			千葉石	0.30	0.09	11	12	主要地方道名護・ 本部線:0.07km
		100	大井川		陣城川	陣城	1.28	0.71	4	5	県道123号線:0.05 km
		101	満名川		伊野波川	前原	0.93	0.51	7	24	
		102	大井川		酒川	親名	2.33	1.66	3	5	県道123号線:0.13 km
		103	"			古嘉津宇	1.18	0.87	5	5	
		104	満名川			千葉石	0.25	0.05	8	5	主要地方道名護・ 本部線:0.07km
		105	"		尻無川	東	0.75	0.53	8	13	
		106	塩川		塩川	塩川原	1.35	1.20	15	10	国道449号線:0.10 km
		107	大井川			伊豆味	0.95	0.31	3	5	

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

土石流危険渓流()

(平成16年4月1日現在)

所轄 土木 事務所等 名	水防 管理 団体 名	番 号	水系 名	河 川 名	渓 流 名	位 置 (字)	流域概要			保全対策	
							渓 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	平 均 渓 床 勾 配 (°)	人 家 戸 数 (戸)	公 共 施 設 等
北 部 土 木 事 務 所	本 部 町	31	浜元川			赤道	0.18	0.11	3	4	
		32				片蒲原		0.10	5	2	
		33	満名川	尻無川		理地	0.23	0.04	11	3	
		34	大小堀川			音信原	0.30	0.09	5	3	
		35	大井川			唐又	0.78	0.43	6	2	
		36	大小堀川			音信原	0.28	0.13	9	1	
		37	大井川			伊豆味	0.53	0.19	9	4	
		38	"			"	0.33	0.09	8	1	

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

土石流危険渓流に準ずる渓流()

(平成16年4月1日現在)

所轄 土木 事務所等 名	水防 管理 団体 名	番 号	水系 名	河 川 名	渓 流 名	位 置 (字)	流域概要			保全対策	
							渓 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	平 均 渓 床 勾 配 (°)	人 家 戸 数 (戸)	公 共 施 設 等
北 部 土 木 事 務 所	本 部 町	14				崎本部	1.00	0.51	6	-	-
		15				崎本部	0.55	0.14	9	-	-

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

2. 水防施設等整備計画

水防法の規定されている町内における水防の責任を十分に果たすために、水災の防御及びこれによる被害を軽減するために必要に応じて水防倉庫、水防機材等の水防施設を整備するものとする。

重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

(平成16年4月1日現在)

所轄 土木 事務所等 名	水防 管理 団体 名	番 号	水 系 名	河 川 名	重要水防区域		危険と予想される 主な区域		予 想 さ れ る 危 険	予想される被害の程度			
					流 路 延 長	区 域	流 路 延 長	区 域		家 屋 (棟)	耕 地 (ha)	人 口 (人)	面 積 (ha)
北 部 土 木 事 務 所	本 部 町	3	大井川	大井川	1.5	伊豆味 ～ 今帰仁村境	1.0	伊豆味	溢水	59	6.6	180	10.6
		4	満名川	満名川	2.6	並里 ～ 渡久地	1.5	並里 ～ 渡久地	"	496	49.4	1,530	87.2

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

第2章 災害予防計画

重要水防区域内で危険と予想される区域(海岸)

(平成16年4月1日現在)

所 轄 土木事務 所等名	水防管理 団体名	番 号	沿岸名	海 岸 名	重要水防区域		危険と予想される 主な区域		予想 され る危 険	予想される被害の程度			
					延長 (m)	区域	延長 (m)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
北部土木 事務所	本部町	4	琉球諸 島沿岸	本部 海岸	1,020	備瀬 地区	933	備瀬 地区	越波	92	0.4	-	10.6

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

砂防指定一覧表

(平成16年4月1日現在)

所 轄 土木事務 所等名	番 号	河川名	溪流名	位 置 大 字	面 積 (ha)	被害対策			指 定 年 月 日	指 定 告 示 番 号
						人 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設		
北部土木 事務所	112	大小堀川	大小堀川	大浜	4.21	10	5	県道	昭和49年1月7日	5
"	113	"	"	"	3.07	21	2	国道	62年 3月16日	679
"	114	"	"	"	0.52	21	2	道路	63年11月8日	2167
"	115	"	"	"	0.66	21	2	"	平成元年3月4日	509
"	116	"	"	"	0.86	21	1.5	道路・ 橋梁	4年3月25日	794
"	117	"	"	辺名地	16.88	27	7.16	"	10年3月17日	650
				健堅						
"	118	"	"	辺名地	0.75	27	7.16	道路・ 橋梁	12年5月16日	1334
				健堅						
"	119	満名川	尻無川	大嘉陽	5.72	40		県道	昭和50年1月31日	79
"	120	"	チベシ川	並里	1.60	25	0	"	62年3月16日	679
"	121	"	タナガ川	"	1.28	300	45	学校	58年3月23日	762
"	122	"	笹川及び 同支川	"	2.58	67	18	-	59年12月18日	1679
"	123	"	笹川及び 同支川	"	0.61	54	18	-	61年1月29日	77
"	124	"	タナガ川	"	0.56	300	45	学校	59年12月18日	1679
"	125	崎本部川	崎本部川	崎山部	1.46	80		-	57年12月2日	1860
"	126	浜元川	浜元川	浜元	1.25	90		-	"	1860
"	127	"	"	"	0.37	17		道路・ 橋梁	平成5年11月24日	2213

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

3. 高潮等災害予防計画

町は海に面した位置にあり、海岸線に沿って市街地・集落を形成していることから、高潮又は津波被害を軽減するため、護岸整備や海岸保全事業の促進を図る。

高潮、津波による危険が予想される区域は、以下の通りである。

国土交通省河川局所管海岸保全区域一覽表

(平成16年4月1日現在)

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示 番号	備考
北部 土木 事務所	16	崎本部海岸	本部町崎本部	343	昭和47.1.25	34	
	17	塩川海岸	〃	1,280	〃	34	
	18	浜元～備瀬海岸	本部町浜元～備瀬	5,220	昭和47.4.25	127	
	19	浜崎海岸	本部町浜崎	42	昭和53.2.6	55	

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覽表

(平成16年4月1日現在)

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	告示 番号	備考
北部 土木 事務所	14	具志堅	本部町具志堅	1,680	昭和50.11.5	3	
	15	瀬底	本部町瀬底	820	昭和50.11.27	4	
	16	備瀬	本部町備瀬	1,560	〃	4	

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

水産庁所管海岸保全区域一覽表

(平成16年4月1日現在)

所轄	番号	漁港名	漁港管理者	指定延長 (m)	指定年月日	告示 番号	備考
北部土木事務所	10	浜崎	本部町	153	平成15年.7.18	3	
	11	新里	本部町	850	昭和50.11.27	4	

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覽表

(平成16年4月1日現在)

所轄	番号	漁港名	漁港管理者	指定延長 (m)	指定年月日	告示 番号	備考
北部 土木 事務所	14	渡久地港	本部町浜元	380	昭和47.4.25	127	
	15	〃	本部町浜元～備瀬	2,175	〃	127	重複
	16	〃	本部町渡久地	583	昭和51.12.13	439	
	17	〃	本部町大浜	1,390	昭和55.11.1	667	
	18	本部港	本部町崎本部	343	昭和47.1.25	34	重複
	19	〃	本部町塩川	1,280	〃	34	重複
	20	〃	本部町塩川	62	平成3年.3.26	305	
	21	〃	本部町塩川	456	平成4年.3.17	300	
	22	浜崎港	本部町健堅	463	昭和53.2.6	55	
23	(本部)水納港	本部町字瀬底	376.00	平成4年.1.24	93		

資料：沖縄県水防計画書（平成16年度）

第4節 建築物等災害予防計画

主担当	建築班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-----	----	----------------

この計画は、風水害、地震、大火災等による建築物の被害を防御するため、防災建築物の建設を促進し、建築物被害の減少を図るものである。

1．不燃、耐風耐震性建築物の促進対策

公共物及び一般住宅の新築、改築、増築等における建築物の耐震及び不燃化等について、各種制度の説明並びに技術的相談に応ずる等、不燃、耐風耐震性建築物の建築を促進するよう指導する。

また、県と事前調整のうえ、耐震診断及び耐震補強等に関する技術指導や、啓発等の実施を図るものとする。

2．公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

公共建築物のうち老朽施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐震、耐火対策を推進する

また、今後、建築される公共建築物は、計画段階で不燃堅牢な施設となるよう留意するものとする。

3．公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物に対する定期的な点検及び検査を、県と調整を図りながら実施するものとする。

4．密集市街地防災対策

本町の中心市街地にあたる商業施設、住宅等の建物密集市街地においては、消火栓等の設置や生け垣の奨励等により、災害防止対策を図るものとする。

第5節 火災予防計画

主担当	総務班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-----	----	----------------

この計画は、火災の発生を未然に防止するための対策について定めるものとする。

1. 消防力・消防体制等の拡充強化

(1) 消防教育訓練の充実強化

消防教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防体制の充実及び、消防施設・設備の整備促進

消防団の体制強化を図るとともに、消防水利及び消防車両、救急資機材等、施設・設備の整備促進を図る。

(3) 消防活動体制の推進

消防計画（消防本部提供）消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

2. 火災予防査察・防火診断

火災の発生拡大を防止し、適切な避難誘導を行えるよう、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特殊対象物に対する査察

学校、官公署

夏期休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

宿泊・レジャー施設

行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制等の重点的な査察を実施する。

スーパー、商店

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する。

危険物等関係施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び保安管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

(2) 一般住宅

火災の多発期を控えた時期及び、3月の春季火災予防運動週間を通じ、一般住宅における火を取扱う施設及び器具等について、重点的な防火診断が実施できるよう整備を図る。

3．消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 伝達系統の整備

防災行政無線が未整備のため、消防無線とともに本町地域に適正な手法による防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備を図る。

4．自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入りし、又は勤務する学校、ホテル、工場、事業所等においては、自衛消防隊の結成を促し、消防用設備等の取扱指導及び訓練実施の促進を図る。

第6節 林野火災予防計画

主担当	農林畜水産班	連 携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	--------	-----	----------------

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多い。ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件や気象状況等によっては、その消火活動は極めて困難になり、人命を奪う可能性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が潜んでいる。また、貴重な森林資源を焼失することにつながる。そのため、林野火災防止については万全を期するものとし、隣接市町村消防本部等及び関係機関との連絡を密にし、次の予防を図ることとする。

1．出火防止対策

- (1) 入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱、標板等の設置に努めるものとする。
- (2) さとうきび葉等の焼払い等による林野火災の発生を防ぐために、適正な火入れの指導や、強風及び乾燥時における火気の取扱いについて指導を強化する。
- (3) 森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

2．林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

- (1) 林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、県との連携によりヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。
- (2) 林野面積の多い地域を対象に、県との連携及び関係機関共同による林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

3．消防施設等の整備

消防庁が推進している林野火災特別地域対策事業の実施要件に基づき、当該事業の実施に努め、林野火災用の消防施設の計画的整備を図る。

第7節 危険物施設等の災害予防計画

主担当	総務班	連携	本部町・今帰仁村消防組合、国、県、本部警察署、第十一管区海上保安本部、(社)沖縄県火薬類保安協会等
-----	-----	----	---

この計画は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の適用維持を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防火思想の普及徹底を図るものとする。

1. 危険物災害予防計画

(1) 危険物製造所等に対する指導

本部町・今帰仁村消防組合は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物製造所等」という。)に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設は以下のとおりである。

危険物施設一覧表

施設名	所在地	品名及び貯蔵量	電話
塩川給油所	字崎本部 3200-1	第4類第1石油 52.7k	0980-47-2287
伊江島石油	字大浜 851-9	第4類第1石油 73.8k	0980-47-4204
JOMO 伊豆味給油所	字伊豆味 85-1	第4類第1石油 33.0k	0980-47-5520
本部大橋給油所	字渡久地 840-1	第4類第1石油 41.80k	0980-47-5384
浜元給油所 翔榮	字浜元 234	第4類第1石油 42.0k	0980-48-3264
J A おきなわ本部 S S	字具志堅 1551-1	第4類第1石油 42.0k	0980-48-3254
合資会社伊野波給油所	字伊野波 260	第4類第1石油 26.0k	0980-47-4733
記念公園水族館	字石川 424	第4類第3石油 6.0k	0980-48-3748
株式会社エッカ石油 海洋博前ガススタンド	字山川 147-1	ガススタンド	0980-48-3703
		第4類第1石油 12.7k	
本部ガス株式会社	字谷茶 443	LPG	0980-47-3441
J A おきなわ本部支店	字大浜 867-2	LPG	0980-47-2501
(有) さくらガス	字谷茶 435-16	LPG	0980-47-7377

資料：本部町

(2) 危険物運搬車両に対する指導

本部町・今帰仁村消防組合は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し、保安教育を実施するとともに、本部町・今帰仁村消防組合は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防組合等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2. 火薬類災害予防計画

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、本部警察署、第十一管区海上保安本部、(社)沖縄県火薬類保安協会等との連絡を密にし、保安体制の強化、火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。

火薬類製造所、貯蔵所、消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓蒙

火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓蒙を図る。

火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第8節 不発弾等災害予防計画

主担当	総務班	連携	陸上自衛隊第1混成団、第十一管区海上保安本部 等
-----	-----	----	--------------------------

この計画は、不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び町民一般に対し不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図るものである。

1. 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

発見者は、最寄りの派出所・交番又は警察署に通報し、本部警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第1混成団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

陸上自衛隊第1混成団長(第101不発弾処理隊)は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

ア 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

イ 本部警察署及び町は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

ウ 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

発見者は、名護海上保安署へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、本部町長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令(沖縄水中処分隊)に処理要請を行う。

沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

第2章 災害予防計画

爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

- ア 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
- イ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- ウ 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

国、県、市町村等関係機関の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

第9節 文化財災害予防計画

主担当	社会教育班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-------	----	----------------

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。とりわけ、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。そのほか、地震、台風による建造物等の倒壊も予想されることから、災害予防の徹底を図るものとする。

県及び町の文化財に対する災害予防対策は次によるものとする。

- (1) 町教育委員会は、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期すものとする。
- (2) 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- (3) 文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 防災施設の必要な文化財は年次計画により、国庫補助事業による防災施設の設置を促進する。
- (5) 地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第10節 農業災害予防計画

主担当	農林畜水産班、農林土木班	連携	県、農業協同組合 等
-----	--------------	----	------------

この計画は、農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進を図るものである。

1. ため池等整備事業

(1) 土砂崩壊防止工事

農地及び農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

かんがい用ため池で、設置年次が古いこと等により、堤体及び取水施設等をそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのあるため池については、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

2. 農地保全整備事業

降雨によって浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3. 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等への被害を未然に防止する事業を促進する。

4. 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を促進するとともに、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の普及等、防災営農技術の確立を促進する。

第11節 消防及び救助施設等整備計画

主担当	総務班、建築班、土木班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-------------	----	----------------

この計画は、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備について定めるものとする。

1. 消防施設等

(1) 消防施設等の整備

消防施設等については、消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備拡充を図る。

2. 救助施設等

避難所及び給水車、救急車、その他救助、救護、救出用機械器具の整備は次によるものとする。

(1) 避難所の整備

避難所は、学校、公園、公民館、町の施設等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。

避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。

避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 避難場所等の指定

広域避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

ア 周辺市街地の大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

イ 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

ウ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

エ 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、行政区域を考慮する。

(3) 危険区域における避難立退き先の指定

洪水、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておくものとする。

それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

火災の際における住家の密集地域の住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

(4) 救助用資機材の整備

大地震における倒壊家屋からの救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、町は地区ごとに救助用資機材を備蓄するものとする。

3. 流出危険物防除資機材

県、町、船舶関係者及び、油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図るものとする。

(1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等

(2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等

(3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消火剤及び消火器具等

(4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等

第12節 避難誘導計画

主担当	総務班、福祉対策部、商工観光班、 学校教育班、社会教育班	連 携	社会福祉施設、宿泊・レジャー施 設、等
-----	---------------------------------	-----	------------------------

この計画は、危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立していくこととする。

実施すべき対策は以下の通りである。

1. 本部町の実施すべき対策

- (1) 避難所の選定
- (2) 避難所の開設及び運営方法
- (3) 避難所の安全確保
- (4) 住民等への周知
- (5) 避難誘導體制の整備
- (6) 避難の勧告等の基準の習熟
- (7) 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (8) 避難経路の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2. 社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導體制の整備

第13節 交通確保・緊急輸送計画

主担当	総務班、土木班	連携	沖縄総合事務局、本部警察署、県公安委員会等
-----	---------	----	-----------------------

災害時においては、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等の多様かつ大量の輸送需要が生じることが予想される。しかし、その反面、輸送手段等を確保することが困難になることが予想されることから、円滑な輸送が行なえるよう事前措置を図るものとする。

1．重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局及び関係団体の協力も得ながら整える。

2．緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定し整備していくこととする。

3．臨時ヘリポート等の確保

町域内で孤立化した箇所が発生した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、臨時ヘリポート等を確保するよう努めるものとする。

4．緊急通行車両の事前届出

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。そのため、災害時の緊急輸送を円滑に実施できよう、町が所有する車両を確認し、本計画の災害応急対策計画に基づいて、使用する可能性の高い車両を緊急通行車両として県公安委員会への事前届出を図るものとする。

第14節 防災訓練計画

主担当	総務班、学校教育班	連携	本部町・今帰仁村消防組合、県公安委員会等
-----	-----------	----	----------------------

災害応急対策の迅速、確実な実施を期するため、必要な訓練を関係機関と綿密な計画のもとに実施するものとする。

1. 訓練実施の種類

(1) 総合訓練

危険区域を対象とした、住民参加による防災訓練を実施するものとする。

(2) 消防訓練

市街地を対象として消防機材を利用した消火訓練

(3) 避難救助訓練

学校や病院等での避難誘導及び避難通路の確保、救助等の訓練

(4) 通信訓練

情報収集、応急対策の指示、伝達等、災害時の通信整備が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し、常時訓練を実施するものとする。

(5) 職員参集訓練

初動体制の迅速化、各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

2. 訓練の周知

訓練を実施する場合は、あらかじめ訓練実施要領を作成し、関係機関に周知する。

3. 訓練参加機関

訓練参加機関は、町、指定行政機関、公共機関、その他関係機関及び一般住民とする。

4. 訓練のための交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止、又は制限することができる。

5. 訓練後の評価

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第15節 防災知識の普及計画

主担当	総務班、学校教育班、社会教育班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-----------------	----	----------------

風水害・火災及び、地震・津波等に対する防災教育及び住民に対する防災知識普及のため、普及計画を次のとおり実施する。

1. 職員に対する防災教育

(1) 町職員の防災教育

町の防災担当職員及び関係職員を防災に関する知識及び活動についての研修会等への参加を促し、職員の資質の向上に努めるものとする。

(2) 消防教育

消防教育は、消防職・団員等に対し県消防学校等が行う専門教育及び本部町・今帰仁村消防組合が実施する一般教育と防火管理者講習会等とする。

県消防学校における消防教育は、消防職員教育、消防団員教育及びその他の教育とする。

一般教育は、消防職員及び消防団員ごとに各要所の教育計画を定め実施するものとする。

2. 住民への防災知識の普及

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか適宜、関係機関との協力を得て行うものとする。

(1) 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及

(2) 町の広報誌等による普及

(3) 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

学校教育

児童、生徒に対しては、あらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

社会教育

社会教育の拠点や、その他の施設を活用し、研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

(4) その他

消防団、自主防災組織、事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織等を通じて、防災知識の普及に努めるものとする。

第16節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

主担当	総務班、福祉対策部、商工観光班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-----------------	----	----------------

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時には、避難誘導はもとより、高齢者、障害者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

1. 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきり高齢者や身体が不自由な高齢者、身体障害や知的障害の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(2) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(3) 緊急連絡先の把握

災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう事前に緊急連絡先の把握を行う。

(4) 災害用備蓄の推進

乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努めるものとする。

2. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

3．在宅で介護を必要とする町民の安全確保

心身に障害を有する者、あるいは長期臥床又は痴呆を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。そのため、災害時要援護者の所在や安否を確認するため、保健福祉部門と消防防災部門の連携を強化する必要がある。

(1) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、災害時要援護者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

災害時要援護者及びその家族に対する指導

ア 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

イ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

地域住民に対する指導

ア 地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

イ 発災時には災害時要援護者の安全確保に協力すること。

(2) 緊急通報システムの整備

災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

4．観光客・旅行者等の安全確保

町、ホテル及び観光施設等の管理者は、地理に不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

(1) 避難標識等の整備

町は、避難場所・避難路の標識が、観光客・旅行者にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

(2) 宿泊客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備する等、宿泊客の安全確保に努めることとする。また、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるものとする。

5．外国人の安全確保

国際化の進展に伴い、今後は、本町に居住・来訪する外国人が増加することが予想されることから、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

外国語の防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

6. 災害時要援護者の避難支援

町は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、個人のプライバシーに配慮しつつ、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して、複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を整備する。

第17節 自主防災組織育成計画

主担当	総務班	連携	本部町・今帰仁村消防組合 等
-----	-----	----	----------------

災害に対処するには、自分達の地域は自分達で守ろうという精神と連帯意識に基づき、地域住民の主體的な防災体制により、防災活動を行うことが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は各地域において、自主防災組織の組織化を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

1．組織づくり

既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

- (1) 行政区等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 自衛消防団、婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

2．組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成し、その組織化の推進は下記事項に留意の上、町が住民と協議をし、実施するものとする。

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

3．住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及、及び自主防災組織の結成推進を図るため、パンフレット等資料の作成、講習会の開催について積極的に取り組むものとする。

4．活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

5．資機材の整備

町は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

第2章 災害予防計画

6. 活動拠点整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

7. 自主防災組織の役割分担

自主防災組織の役割分担は、おおむね次のとおりとなる。但し、各地域によってはその態様に応じて作成してもよい。

図 自主防災組織の役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集伝達班	1. 防災知識の普及に関する事 2. 情報収集伝達訓練の計画、実施 3. 必要資機材の整備、点検	1. 情報の収集、伝達に関する事 2. 指揮、命令等の伝達 3. 織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事
消 火 班	1. 地域の安全点検に関する事 2. 消火訓練の計画 3. 必要資機材の整備、点検	1. 出火防止と初期消火に関する事
救出・救護班	1. 地域の安全点検に関する事 2. 救出、救護訓練計画の実施 3. 必要資機材(救出用具、医薬品等)の整備、点検	1. 負傷者の救出及び搬送 2. 負傷者の応急手当 3. 仮設救護所の設置
避難誘導班	1. 地域の安全点検に関する事 2. 避難路、避難場所の設定訓練 3. 必要資機材の整備、点検	1. 安全な避難誘導に関する事 2. 避難場所の設定
給食・給水班	1. 地域の安全点検に関する事 2. 給食、給水訓練の計画、実施 3. 必要資機材の整備、点検	1. 炊き出しに関する事 2. 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関する事
衛 生 班	1. 衛生処理訓練の計画、実施 2. 必要資機材の整備、点検	1. 仮設トイレに関する事 2. ゴミ処理及び消毒に関する事

第18節 災害通信施設整備計画

主担当	総務班	連携	通信関連機関 等
-----	-----	----	----------

この計画は、通信施設に予防対策を図り、万全の措置を期することで、災害時の通信の確保を図るものとする。

1. 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

- (1) 被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実させるため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等も導入した総合的な防災行政情報通信ネットワークを整備する。

町をはじめ、消防組合、県出先機関及び、防災関係機関に対しては、マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

町は、有線・無線による二元化を図る。

- (2) 町においては、防災行政無線の整備を図る必要があることから、地域特性に沿ったシステムの設備を推進する。
- (3) 県による防災相互通信用無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

2. 通信設備の不足時の備え

災害発生時に通信設備等の不足の事態を想定し、町においてNTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3. 通信設備の優先利用等

- (1) 優先利用の手続き

町は、県及び関係機関と同様に、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

- (2) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第19節 ライフライン災害予防計画

主担当	総務班、土木班、業務班	連携	沖縄電力(株)、高圧ガス保安協会等
-----	-------------	----	-------------------

この計画は、町民の生活を支えている電気、ガス、上下水道等ライフラインの耐震化等を図り、災害に強いライフラインの構築を目指すことで、被災時の早期復興を促すものである。

1. 電力施設災害予防対策（主体：沖縄電力(株)）

（1）電力施設災害予防対策の基本方針

災害に伴う電力施設被害の防止について、恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の被害軽減のための施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

2. 高圧ガス災害予防対策（主体：沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、町、公安委員会、（社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

（1）高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。

高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

（2）高圧ガス消費先の保安対策

消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

（3）高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

3. 上水道施設災害予防対策

上水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理現場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

（1）施設の耐震性の強化

各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等には、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震

施工を行うものとする。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について(通知)」(環水第3号、S55.1)及び「水道の地震対策の強化について(通知)」(衛水第188号、H7.8)等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、「厚生省災害対策マニュアル」(平成7年9月1日)を参考に、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、地域防災計画に基づき、応急給水を実施する。その際、必要な人員、資機材が不足する場合には、県を通して、他の水道事業者等に対する広域的な応援の要請を行う。

4. 下水道施設災害予防対策

下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、処理現場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材の整備を図る。

(1) 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

町は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

5. 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

各道路管理者(国土交通省・沖縄県北部土木建築事務所・建設課・産業振興課)は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう必要なものについて耐震設計を実施し、補強等を推進する。

(1) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について総点検を実施し、その結果に基づいて法面防護施設工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な工事を実施し耐震強化を図る。

6. 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため耐震強化岸壁の整備など必要な整備に努める。

第20節 食糧及び生活必需品物資の備蓄計画

主担当	総務班	連携	沖縄総合事務局 等
-----	-----	----	-----------

この計画は、災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した町民に対して、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資の備蓄を図るものとする。

1. 食糧の備蓄

町は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、町の人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄するものとする。

2. 生活必需物資

町は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄するものとする。

(1) 備蓄物資の整備計画

町は、地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。

(2) 備蓄物資の点検及び補充・整備

町は、備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つように努めるとともに、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

3. 飲料水等

災害時（特に地震）には、水道管路の破損等による一時的な断水が予想されることから、町は、飲料水の備蓄に努めるとともに、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

また、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進めるものとする。

4. 個人備蓄の推進

町は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を3日分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

5. 災害時要援護者に配慮した食糧の確保

町は、災害時要援護者に配慮した食糧の確保に努めるものとする。